

派遣されるヘブンアーティストとイベント化するストリート

Dispatched Heaven Artists and the Streets of Spectacles

山口 晋

Susumu YAMAGUCHI

Keywords : public space, streets, Heaven Artists, Tokyo Metropolitan Government

キーワード：公共空間，ストリート，ヘブンアーティスト，東京都

序

2015（平成27）年3月に発行された『東京文化ビジョン』には、「ヘブンアーティスト¹⁾」による被災地支援」というキャプションとともに、東日本大震災の被災地で活動するヘブンアーティストの写真が掲載されている（東京都 2015：55）。東京都は芸術文化を活用した被災地支援として、被災地にヘブンアーティストを派遣しており、今後は、全国の地域づくりの取り組みにおいても、芸術文化を用いた交流の場を創出させるという（東京都 2015：54-55）。他方、このヘブンアーティスト事業は、東京都の文化政策で大道芸ライセンス制であり、2002（平成14）年9月から始まった。この事業の当初の目的は、若手アーティストの活動のために、都民がアクセスできる公共空間を開放し、文化創造活動を支援するものであった。なぜ、ヘブンアーティストは東京都が指定する公共空間のみならず、他府県に派遣され、活動するようになったのだろうか。この問いに対して、かつて筆者は、東京都議会議事録の分析から、ヘブンアーティスト事業が進んでいく中で、その当初の文化芸術支援策が後退し、地域活性化や賑わい創出、観光振興が前面展開するようになったことを示した（山口 2006）。しかしながら、ヘブンアーティストが、どのような場所の、どのようなイベントに派遣されているのかについては明らかにしてこなかった。さらには、東京都がかれらをどのような意図で派遣しているのかは、必ずしも明白ではなかった。本研究では、今一度、東京都議会議事録やヘブンアーティスト事務局の資料などを吟味することで、ヘブンアーティスト事業をめぐる東京都の思惑を確認したい。ズーキン（2013）が看破したように、都市のイメージをよくするものとして、あるいは都市間競争に勝つ重要なコンテンツとして、文化が着目される一方で、各都市において画一的な文化イベントが開催されるような「マグゲンハイム化」が進展している。本研究は、世界の各都市における文化イベントの画一化そのものを問うわけではないものの、なぜ文化創造活動が着目されるのか、それが東京の文脈ではどうなのかについて素描することを目指す。ま

た、ヘブンアーティストの諸実践は公共空間としてのストリートで繰り広げられる。Low and Smith (2006) がアレントやハーバーマスに触れながら端的に述べるように、公共圏に関する議論が抽象化する一方で、公共圏はほとんど空間化されないという。また、メリマン (2010) は、公共空間が消費とグローバリゼーションとシミュレーションの空間であることを前提としつつも、そういった空間がもつ複雑な歴史や地理や物質性を捉え返す必要性を提起している。公共空間としてのストリートをめぐるポリティクスは、グローバルシティとしての、あるいはオリンピック開催予定都市としての東京と無関係ではないはずである。東京のみならず、現代都市の公共空間をめぐって、思弁的にも、経験的にも議論を積み重ねる必要がある。本研究では、ヘブンアーティスト事業と公共空間としてのストリートをめぐる議論とを突き合せつつ、主として、東京都などの管理する主体の思惑を捉え返すことで、イベント化する現代都市のストリートについて明らかにしたい。

1. 大道芸ライセンス制としてのヘブンアーティスト事業

東京都生活文化局文化振興部振興計画課は2000 (平成12) 年に『当面の東京都文化政策手法の転換と取組』を発表した。それには東京都における文化政策の最終目標が「創造性あふれる都市」東京の再生であることが明記され、当面取り組むべき4つの重点目標が設定されている。重点目標の内容とは、①世界を視野に入れた文化の創造と発信を強化する (文化創造環境の整備)、②伝統を継承、発展させていく (現代に生きる伝統文化をめざす)、③文化を生み出す「心の教育」を推進する (心を育み、拓く)、④文化を支える社会的な仕組みづくりを進める (市民・企業・行政による連携と協働) である。近年、こういった文化政策は「都市再生」とも関わる広い文脈のもとで展開されている (後藤 2005)。

ところで、ヘブンアーティスト事業も、上述の①を実現するための「文化創造活動への公共空間の開放」という具体的な取り組みである (東京都2000)。東京都が幅広いジャンルのアーティストを公募し、パフォーマンスや音楽、大衆芸能の専門家による審査を実施する。その審査に合格した者がヘブンアーティストとして認定され、かれらに東京都が指定した場所で活動できるライセンスが発行される。通常、ヘブンアーティストの活動場所は、東京都が管理する公園や広場、地下鉄駅などであり、ヘブンアーティスト自らがその場所を予約し、そこで活動する。東京都によると、若者のアーティストは活動場所が少なく、そのことで常に苦勞しているという。特に、都市のストリートでの活動や販売行為は法律で規制されているし、ライブハウスなどでの演奏も費用がかかる。ヘブンアーティスト事業には、東京都が若者のアーティストに活動場所を提供し、その活動を支援するという目的があった。しかしながら、後述するように、そのような文化芸術支援の動きと並行して、商業・観光振興や地域活性化の観点からヘブンアーティスト事業を利活用する動きもみられるようになった。それについて明らかにするためには、ヘブンアーティストの実践そのものよりも、東京都やヘブンアーティスト事務局と

いった管理側の動きを、事業当初から確認する必要があるだろう。そのための作業として、次章ではヘブンアーティスト事業やかれらの活動が東京都議会でどのように議論されてきたかを示したい²⁾。

2. 東京都議会議事録にみるヘブンアーティスト

2002（平成14）年度～2013（平成25）年度の東京都議会議事録を「ヘブンアーティスト」、「ヘブンアーティスト」の2語で検索すると、120件の議事がヒットした³⁾。図1は発言者の所属政党・部局と発言数の推移を示したものであり、ヘブンアーティスト事業が始まった2002（平成14）年度が22件と最多である。その後は、減少に転じ、2007（平成19）年度、2009（平成21）年度が1件、2008（平成20）年度が2件となっている。2010（平成22）年度からは増加に転じ、2013（平成25）年度には21件となっている。発言者の所属政党および部局をみると、2002（平成14）年度は「文化振興部長」の発言が6件、「公明党」の発言が5件となっている。

こういった発言は、「公明党」議員の質問に対して、ヘブンアーティスト事業の所管部局長である「文化振興部長」が答弁していることを示している。2013（平成25）年度も同様であるし、2012（平成24）年度は、「自民党」、「公明党」および「民主党」議員からの質問に「生活文化局長」が答弁していることを示している。それでは、これらの議事でどのような内容の発言がなされているのであろうか。

図2は、議事で頻出する語句を「文化・芸術関連」、「商業・観光関連」、「被災地関連」の3つのカテゴリーに分類し、その推移を示したものである。頻出する語句として、「文化・芸術関連」には、「文化・芸術支援」、「文化・芸術振興」、「芸術家育成」、「文化育成」、「文化・芸

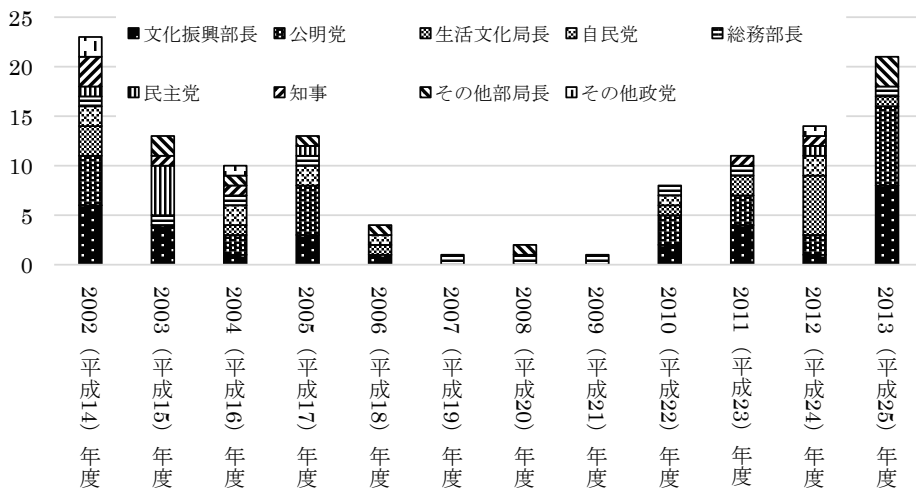


図1 発言者の所属政党・部局数別の推移

出典：東京都議会議事録より作成。

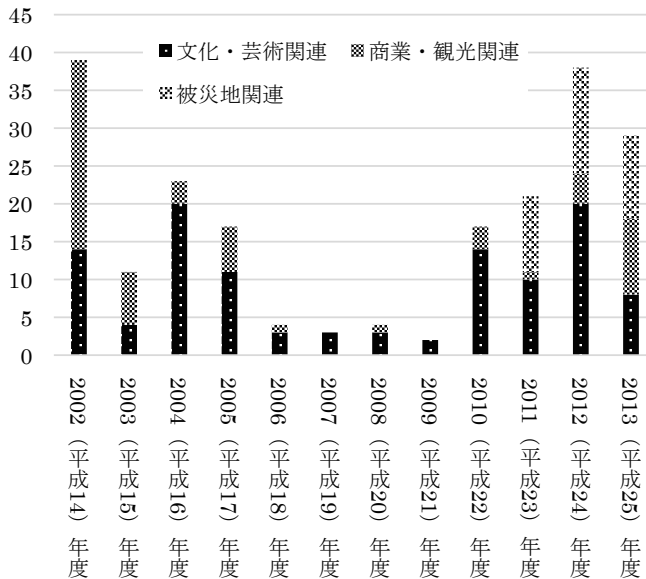


図2 発言内容別の推移

出典：東京都議会議事録より作成。

術創造」、「文化の発信」といった語句が含まれる。同様に、「商業・観光関連」には、「商業・観光振興」、「販わい創出」、「商店街振興」、「地域活性化」、「オリンピック招致」が含まれ、「被災地関連」には、東日本大震災の「被災地支援」、「被災地復興」が含まれる。まず、図2から明らかなのは、発言数の多少はあるものの、「文化・芸術関連」がどの年度でも確認される。このことは、そもそもヘブンアーティスト事業が文化創造活動や若手アーティストの支援を標榜していることを示している。次に、2002（平成14）年度は、「文化・芸術関連」を上回る件数で「商業・観光関連」の発言がみられる。これは2003（平成15）年度も一定程度みられるのだが、それ以降減少し、一方では、東日本大震災が起こった2011（平成23）年度に「被災地関連」が登場する。次節では、具体的にどのようなやり取りがなされているのかを議事を引用しつつ明らかにしたい。

3. ヘブンアーティストによる販わいの創出

「商業・観光関連」の発言の最初のものは、2002（平成14）年9月25日の第3回定例会（第12号）における自民党の山崎孝明の質問である。

平成14年第3回東京都議会定例会に当たり、東京都議会自由民主党を代表して、質問をいたします。（中略）次に、文化振興について伺います。（中略）もう一つ注目したいのは、知事が発案されたヘブンアーティスト事業であります。（中略）今後、ヘブンアーティストの活動拠点を拡大

し、限られた施設だけでなく、あちこちの街角でもパフォーマンスや音楽などを楽しむことができるようにしていくべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。これらの事業は、単に文化振興というだけにとどまらず、観光や商店街振興などに深くかかわっております。事業の実施に当たっては、関連団体ともよく連携して進めてもらいたいと思います。

「文化振興」の一環でもあるヘブンアーティスト事業は、「限られた施設だけでなく」、ヘブンアーティストの「活動拠点を拡大」して実施すべきであると述べられている。また、都民が「あちこちの街角でもパフォーマンスや音楽などを楽しむことができる」機会を、東京都が増やしていくことが強調されている。ヘブンアーティスト事業は「文化振興」のみならず、「観光や商店街振興」との関連が深いということが明言されている。さらには、観光協会や商店街振興組合のような「関連団体」と連携して事業を進めていくことが求められている。すなわち、ヘブンアーティストの活動を利用して地域を活性化させたり、観光振興や商業振興と関連をもたせたりしたほうが望ましいという意見が表明された。これに対して、生活文化局長の三宅広人は以下のように答弁している。

(前略) 次に、ヘブンアーティスト事業についてのお尋ねでございますが、7月の公開オーディションはたくさんのメディアが取り上げ、大きな反響を得ましたが、(中略) 民間の商業施設や地域の商店会からも、ヘブンアーティストの活動を希望する声为数多く寄せられております。今後、こうした要望にこたえて、従来の都立公園や都営地下鉄などの公共施設だけでなく、民間の施設などへも対象を広げ、活動場所を倍増してまいります。(後略)

三宅はヘブンアーティストの「公開オーディション」も大きな反響があり、多くの「民間の商業施設や地域の商店会」が、「ヘブンアーティストの活動を希望している」と述べる。さらに、このような要望が多いことから「従来の都立公園や都営地下鉄」といった「公共施設」のみならず、「民間の施設」も活動場所とし、ヘブンアーティストの「活動場所を倍増」していきたいと答えている。

重要であるのは、ヘブンアーティスト事業が開始された2002(平成14)年9月の議事で、すでに地域振興や商業振興に関する言及がなされているということである。文化芸術支援やアーティストへの公共空間の開放を取り組みの目標にしつつも、それと並行して商業振興や観光振興がビルトインされており、なおかつそれを強く打ち出すことが求められているのである。実際に、2002(平成14)年12月には、飯田橋セントラルプラザや東京サンケイビル、日本ビル前中央道、丸の内ビルディングといった民間施設がヘブンアーティストの活動場所として新たに追加されている。これらの活動場所はヘブンアーティスト自らが予約をして使用するものだが、同時期にかけらばヘブンアーティスト事務局などが主催するイベントに出演していくのである。表2は限定的ではあるものの2002(平成14)～2004(平成16)年度のヘブンアーティスト

ィストが出演するイベントの一覧である。これらのイベントの多くは、ヘブンアーティスト事務局や生活文化局文化振興部が主催している。まず、2002（平成14）年10月に上野公園を中心とした「ヘブンアーティストTokyo」が開催され、同月には丸の内の中通りで、「ヘブンアーティスト IN Marunouchi-1」が開催された。その後、秋葉原や銀座、新宿、三軒茶屋、渋谷などでも、このようなイベントが開催された。これらのイベントは毎年定期的実施されるようになり、ヘブンアーティスト事務局がチラシやホームページで大々的に宣伝する。こういったイベント以外にも、季節ごとに開催されるイベントにかれらが出演することも多い。それは小金井公園や小石川後樂園での梅見や紅葉狩りのほか、東京水辺ラインでのクリスマス・クルージングなどである。さらに、かれらは他府県でのイベントに派遣されることもある。2005（平成17）年3月2日の第1回定例会では、公明党の森田安孝が以下のような質問をしている。

（前略）最後に、文化政策について伺います。東京のさらなる発展には、観光産業の振興とともに文化振興が不可欠です。都の行っているヘブンアーティスト事業やストリートペインティングも好評で、さらなる広がりが期待されます。（中略）しかし、東京の文化の広がりはまだまだ十分とはいえません。改めて、東京の文化振興の今後の取り組みについて伺います。（後略）

森田は「東京の文化の広がりはまだまだ十分とはいえない」とし、ヘブンアーティスト事業を含む文化振興のさらなる拡大を期待している。東京が発展していくためには、「観光産業の振興」と同時に「文化振興が不可欠」であるという。この質問に対して、生活文化局長の山内隆夫は以下のように答弁している。

（前略）今後の文化振興の取り組みについてであります。東京都では、都立施設を初めとする公共空間をアーティストの活動や発表の場として開放するなど、都民が文化と触れ合う場を広げてまいりました。ヘブンアーティスト事業は、年々その規模を拡大し、本年8月には、東京の代表として愛知万博にも参加いたします。（後略）

山内によると、ヘブンアーティスト事業は「年々その規模を拡大」することで、「都民が文化と触れ合う場を広げて」きたと述べた上で、2005（平成17）年8月の愛知万博に「東京の代表」として参加することを明言している。表2からも明らかなように、愛知万博のみならず、2003（平成15）年10月には大阪と福岡に、同年12月には仙台に、ヘブンアーティストが出演している。愛知万博や福岡で開催された第21回大都市文化行政会議などで賑わいをつくりだす存在として、ヘブンアーティストが派遣されているのである。かれらは自ら予約する都内の公共空間での活動から都内の施設や歩行者天国でのイベント出演へ、さらに他府県の都市や地域のイベントに派遣されている。また、ヘブンアーティストは賑わい創出や集客以外の理

表2 ヘブンアーティストが出演するイベントの一覧

	開催日時	イベント名	開催場所
2002年度	9月9日	臨海副都心ウェルカムキャンペーン	シンボルプロムナード
	10月18～20日	ヘブンアーティストTokyo	上野公園
	10月25日	ヘブンアーティスト IN 丸の内	丸の内中通り
	10月27日	不正軽油撲滅キャンペーンイベント	都民広場
	11月1日～12月31日	臨海副都心ウェルカムキャンペーン	シンボルプロムナード
	11月23～24日	メタセコイアの森フェスティバル	水元公園
	12月22日～24日	クリスマス・ナイトクルージング	東京水辺ライン
	12月23日	大道芸 in さいたま新都心	さいたま新都心
	12月27日	ヘブンアーティスト IN 丸の内2	丸の内中通りなど
	1月2～3日	都立庭園 正月開園	旧岩崎邸庭園
	1月2～3日	お正月特別企画	多摩動物公園
	1月2～3日	お正月特別企画	井の頭自然文化園
	1月10～11日	大道芸フェスティバル in さいたま新都心	さいたま新都心
2003年度	3月23日	ヘブンアーティスト IN 秋葉原	秋葉原中央通り
	4月16日	ヘブンアーティスト IN 丸の内3	丸の内中通りなど
	5月5日	ヘブンアーティスト IN 銀座	銀座通り
	7月4日	ヘブンアーティスト IN 丸の内4	丸の内中通りなど
	9月9日	ヘブンアーティスト 納涼ナイト	都民広場
	10月5日	ヘブンアーティスト IN 新宿	新宿通り
	10月17～19日	ヘブンアーティストTokyo	上野公園
	10月18日	東京-大阪文化交流事業	ワッハ上方など
	10月18日	ヘブンアーティストTokyo	日比谷公園
	10月25～26日	ヘブンアーティスト IN 三茶	太子道中央通りなど
	10月31日	ヘブンアーティスト IN 丸の内5	丸の内中通りなど
	10月30日～11月1日	第21回大都市文化行政会議	ホークスタウンモールなど
	12月13日	代々木公園クリーンアップ大作戦	代々木公園
	12月24日	ヘブンアーティスト IN 仙台	せんだいメディアテーク
	1月15日	ヘブンアーティスト IN 渋谷	文化村通りなど
	3月20日	ヘブンアーティスト IN 秋葉原	秋葉原中央通り
	2004年度	3月29日	スムーズ東京21—拡大作戦—
5月5日		ヘブンアーティスト IN 銀座	銀座通り
6月19～20日		サイクルフェスタ&こどもまつり	小金井公園
8月18～20日		東京-大阪文化交流事業	ワッハ上方など
8月29～30日		芸術見本市2004東京実行委員会	池袋西口公園
9月26日		ヘブンアーティスト IN 丸の内	丸の内中通りなど
10月3日		ヘブンアーティスト IN 新宿	新宿通り
10月10日		ヘブンアーティスト IN 人形町	人形町大通り
10月15～17日		ヘブンアーティストTokyo	上野公園など
10月23～24日		ヘブンアーティスト IN 三茶	太子道中央通りなど
12月24～25日		クリスマス・ナイトクルージング	東京水辺ライン
1月2～3日		都立庭園 正月開園	旧岩崎邸庭園
1月10日		ヘブンアーティスト IN 渋谷	文化村通りなど
2月19～27日		うめまつり	小金井公園
2月26～27日		うめまつり	小石川後樂園
3月20日	ヘブンアーティスト IN 秋葉原	秋葉原中央通り	

東京都報道資料より作成。

由で派遣されることもある。

4. 三宅島と東北3県に派遣されるヘブンアーティスト

2005（平成17）年10月27日の文教委員会では、公明党の上野和彦が以下のような質問を行った。

（前略）この2月から、噴火により約4年半も全島避難で離れておりました三宅島の住民の方々が帰島いたしました。（中略）帰島して間もない時期ですけれども、三宅島の皆様に舞台芸術の鑑賞機会を提供することによりまして、島民に新たな希望を与え、復興を後押しすることができるのではないかと考えます。そこで、平成17年度の実施予定はどのようになっているのか、お伺いいたします。（後略）

2000（平成12）年の三宅島噴火によって島民は全島避難することになる。それが解除されたのが2005（平成17）年2月1日であり、避難していた島民が帰島した。それを受けて、上野は「舞台芸術の鑑賞機会を提供すること」によって「島民に新たな希望を与える」こと、さらには、噴火災害からの「復興を後押しすること」ができるのではないかと述べている。その問いに、文化振興部長の山本洋一は以下のように答弁している。

（前略）平成17年度には、三宅島のほかにも七島で、児童演劇、寄席を実施し、そのうち1島にはヘブンアーティストを派遣する予定でございます。今お話のございました三宅島につきましては、夏に帰島が完了したこともあり、三宅島の復興に少しでもお力添えができますよう、今後、三宅村と調整いたしまして、再度、芸術家等の派遣を検討してまいります。

三宅島の他に（伊豆）七島でも「児童演劇、寄席」を実施し、「そのうち1島にはヘブンアーティストを派遣する予定」であるという。さらには、「三宅島の復興に少しでもお力添えができるように、「芸術家等の派遣を検討して」いくことが述べられている。もちろん、三宅島に限らず島嶼部の住民は、芸術の鑑賞機会が限定されているのだが、それよりもむしろ、災害地域の復興を支援するために、アーティストが派遣される。同様に、2011（平成23）年6月23日の第2回定例会では、公明党の谷村孝彦が以下のような質問を行った。

石原都政の4期目のスタートに当たり、都議会公明党を代表し、都政の喫緊の諸課題及び東日本大震災後の東京の都市力強化に向けた取り組みについて質問いたします。（中略）被災者に対する文化、スポーツ支援についてであります。医療や衣食住の支援だけでなく、被災された方々に対するメンタル面での支援も重要であります。とりわけ、文化、芸術、スポーツを通して次代を

担う子どもたちに夢や希望を持たせる支援が重要であります。(中略) 都が公認しているヘブンアーティストの活用、都の文化事業に参加している劇団等の公演など、現地のニーズに応じ、さまざまな取り組みを積極的に行うべきであります。所見を求めます。(後略)

谷村によると、東日本大震災の被災者に対する支援は、「医療や衣食住の支援だけでなく」、被災者の「メンタル面での支援」が重要であるという。とりわけ、「文化、芸術、スポーツ」によって、「次代を担う子どもたちに夢や希望を持たせる支援が重要」であり、ヘブンアーティストを「活用し、被災地の「現地のニーズに応じ」た取り組みを積極的に展開すべきであると断言している。それに対して、生活文化局長の並木一夫は以下のように答弁している。

(前略) 被災地における文化交流の取り組みについてでございます。被災された方々の心をいやし、夢や希望を与えるには、(中略) 芸術文化の持つ力を活用することが有効であり、(中略) 被災者に対して芸術文化活動を提供するなど、事業を展開することとしております。具体的には、(中略) マジックやパントマイムなど、一般の方に親しみやすく、大がかりな舞台を必要としないヘブンアーティストを被災地に派遣してまいります。(後略)

被災者の「心をいやし、夢や希望を与える」ために、また、「大がかりな舞台を必要としない」ために、ヘブンアーティストは被災地に「派遣」されていることが分かる。図3からも明らかのように、2011(平成23)年度は東北3県で、20回以上のヘブンアーティストによる公演がなされ、27組のヘブンアーティストが出演した。2012(平成24)年度は、公演回数と出演数が減少しているものの、例えば、2012(平成24)年7月の宮城県栗原市「このはなさくや姫プラザ」における公演は約250名もの観客で賑わったという。他方、このようなヘブンアーティストの活動は、本来のストリートでの活動に比して、疑似的で見せかけのものであるという批判があるかもしれない。しかしながら、ストリートにおけるヘブンアーティストの諸実践が見せかけであるか否か、様々なイベントにおけるかれらの活動が本物か偽物かを問うことには大した意味がない。被災者の心のケアのために、災害地域の復興支援のために、あるいは、万博や各種イベントでの賑わいづくりや集客のために、ヘブンアーティストが出演する、その行為そのものは批判できない⁴⁾。ここで重視されるべきは、「文化創造活動への公共空間の開放」という当初の取り組みと並行して、なぜ商業・観光振興が立ち上がっていったのか、なぜヘブンアーティストが年10回以上も開催されるイベントに派遣されるようになったのかという一連のプロセスの把握なのである⁵⁾。かれらの活動空間であるストリートがそれを管理する主体にどのように捉えられてきたのかについて、次章では公共空間をめぐる議論とヘブンアーティスト事業とのかかわりから捉え返してみたい。

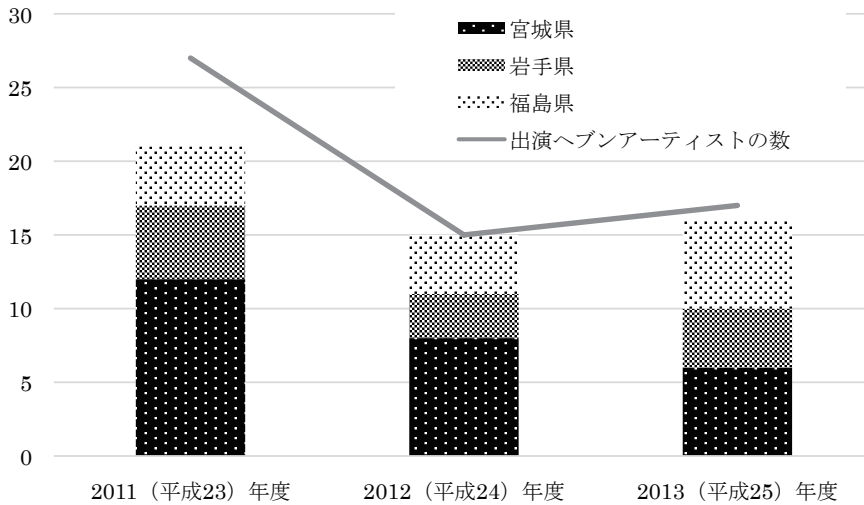


図3 東北3県におけるヘブンアーティストの公演回数と
出演ヘブンアーティストの数の推移

出典：東京都議会議事録より作成。

5. イベント化するストリート

東京都議会議事録では、公共空間と公共施設がほぼ同じ意味で使用されており、公共施設空間という使い方もみられる。おそらく、地方公共団体が管理している施設や空間という意味で使用していると考えられる。齋藤（2000）によると、公共空間に含まれる「公共（性）」は大きく3つの意味に分けられ、①国家が法や政策を通じて国民に行う活動で、公的なもの（official）、②共通の利益・財産、共通に妥当すべき規範、共通の関心事といった、全ての人々に関係する共通のもの（common）、③アクセスすることを拒まれない空間や情報であり、誰に対しても開かれているもの（open）であるという。誰に対しても開かれている空間が公共空間であるとするならば、東京都議会の議事における公共空間の意味は、それにはあまり当てはまらない。ヘブンアーティストの活動場所は、時間が指定されていたり、予約が必要であったりと時空間的な制約があるために、どのヘブンアーティストに対しても開かれているわけではない。ヘブンアーティストと聴衆とのやり取りはみられるものの、公共空間である、かれらの活動場所は、東京都によって指定され、幾重にも囲い込まれたものなのである。それ以前に、ヘブンアーティストのライセンスを有さないアーティストは活動することさえできない。一方、全てのヘブンアーティストが、都内や他府県の様々なイベントに出演できるわけではない。そのイベントにより適合したアーティストが選別され、派遣されるのである。

個人的な経験として、筆者は2006（平成18）年3月19日の12：30～15：30に開催された「ヘブンアーティスト IN 秋葉原」にボランティアスタッフとして参加したことがある。12組のヘブンアーティストが出演する、3時間のイベントであったが、ヘブンアーティスト事務局

の職員の他、警備員やイベント制作会社の関係者など、70名ものスタッフが参加していた。また、同じスタッフから聞いた話だが、私服警察官も巡回していた。イベントが開始される前のスタッフのミーティングでは、歩行者の安全を最優先することが繰り返し確認された。こういったイベントは定期的かつ継続的に開催される点、事前に十分な宣伝広告を行なっている点、そして多くの関係スタッフを動員している点などから、非常に計画的に開催されている。イベントに派遣されるヘブンアーティストは、スケジュール通りにパフォーマンスをし、歩行者天国の賑わいに華をそえる「スペクタクル」な見世物である（ドゥボール 2003）。自動車を一定の時間封鎖した歩行者天国は、歩行者に開かれた公共空間といえるかもしれない。しかしながら、そこで求められているヘブンアーティストのパフォーマンスは、歩行者天国の賑わい創出や文化による東京の活性化に資するものである。ヘブンアーティストが活動する歩行者天国は、多様な実践を許容するものではないし、誰に対しても開かれているわけでない。開かれていないがために、権力が交錯する空間でもないし、より均質で、価値一元的で、透明な空間が現出しており、これは「公共空間の終焉」を暗示させるものかもしれない（Sorkin 2002）。齋藤（2000）も、上述の公共性をめぐる3つの意味は、互いに拮抗する関係にあり、時には特定の空間から特定の集団が排除されることを指摘している。それでは、東京においてイベント化するストリートは、公共空間を均質なものにし、多様なものを排除していく方向に進んでいくのであろうか。次章では、その展望も交えながら、結びとしたい。

結

2013（平成25）年10月28日の各会計決算特別委員会第2分科会で公明党の栗林のり子は以下のように質問し、それについて文化振興部長の関雅広は以下のように答弁している。

（前略）ヘブンアーティスト事業について伺います。（中略）7年後の東京オリンピック・パラリンピックを控え、この事業が一層広がり、国内だけではなく海外から日本を訪れた人々が心から東京を楽しむためにも、さらに充実することが重要ではないかと思えます。そこで、今後、ヘブンアーティストの活動をさらに充実させていくために、どのような取り組みをしていくのか伺います。

都はこれまでも、東京の都市としての魅力を高めていくため、フランスやイギリスなどのように、町なかで観光客や市民が大道芸を楽しむことができるよう、ヘブンアーティストの取り組みを充実してまいりました。（中略）7年後の東京オリンピック・パラリンピックでは、海外も含め世界中から多くの人々が集い、東京という都市を楽しんでもらうため、スポーツだけではなく、文化の力を活用することが重要でございます。都市のにぎわい創出につなげていくためにも、今後、活動機会のさらなる拡充や、ヘブンアーティストの魅力の向上などに積極的に努めてまいります。

栗林によると、「東京オリンピック・パラリンピックを控え」て、海外から日本を訪れた人々が心から東京を楽しむため」にも、ヘブンアーティスト事業が「一層広がり」、それを「さらに充実させていく」ことが求められると述べている。それに対し、関は、「フランスやイギリスなどのように、町なかで観光客や市民が大道芸を楽しむことができる」ように事業を充実させると例示しながら答弁する。さらに、「東京の都市としての魅力を高めていく」と答え、東京オリンピック・パラリンピックの際には、「海外も含め世界中から多くの人々が」集まることから、「活動機会のさらなる拡充」が必要で、それを「都市のにぎわい創出につなげていく」と述べている。

東京オリンピック・パラリンピックに向けた東京の賑わい創出や集客戦略が進行すればするほど、公共空間をめぐる消費空間化や排除の問題といったような文化的かつ社会的なポリティクスは先鋭化していくであろう。また、ヘブンアーティスト事業に関して、この事業が拡充され、イベントが増加しても、公共空間はアーティストに開かれたものにはならないであろう。それはストリートでのイベントに全てのアーティストがアクセスできるわけではないからである。それどころか、そのようなイベントに適合するようなアーティストの選別が進行するであろうし、イベントそのものも東京の賑わい創出に資する消費空間として立ち現われよう。

本研究では、管理側の視点からヘブンアーティスト事業を取り上げ、ヘブンアーティストの諸実践は取り上げなかった。しかしながら、ヘブンアーティストの実践も管理をかいぐるような柔軟で、したたかなものであることが確認されている（山口2008）。また、森（2005）がドゥボールを引きながら論じるように、ドゥボールもまたスペクタクルを示しながらも、スペクタクルを転倒させるための「状況の構築」を目指したはずである。すなわち、囲い込まれた空間でのパフォーマンスなヘブンアーティストの文化実践は、事務局や現場の公園管理者との交渉的なやりとりやルールや規制を「転用」するものでもであろう（ドゥボール2003）。今後は東京における都市の公共空間の変容が、そこで活動するアーティストにどのような影響を与えているのか、あるいは、かれらが公共空間としてのストリートに新しい意味をどのように付与するのか。主体とストリートとの再帰的な関係を権力作用にも注目しながら、エスノグラフィックに記述、分析することがますます求められるのである。

【注】

- 1) 東京都が実施する大道芸の審査に合格し、東京都が指定する施設での活動を許可されたアーティストのこと。
- 2) 議会での議論をめぐる様々なアクターの意図や思惑、政治過程などを分析対象とする文化社会地理学的研究として、杉山（2008）が参照される。
- 3) 「東京都議会 会議録の検索と閲覧」より検索した。<http://asp.db-search.com/tokyo/>（最終閲覧日：2015年5月30日）
- 4) ストリートの、あるいはストリートでの行為の真正性とは異なる視点だが、増淵（2010）が指摘

するように、地方都市におけるイベントがきっかけで、その都市におけるストリートレベルの音楽活動が活性化し、その都市の音楽コンテンツ産業の基盤整備を担っていくこともあろう。

- 5) 同様の視点として、八木(1994)も、創作太鼓と地域文化とのかかわりから、真正な民俗が容易にフォークロリズムに転じる一方で、他方では伝統を創り出し、民族や国民のアイデンティティを表現しようとする人々の営みが「fakeをfolkloreに変えていく」こともあると述べる(583)。

【参考文献】

- 後藤和子 2005. 『文化と都市の公共政策—創造的産業と新しい都市政策の構想—』有斐閣。
- 齋藤純一 2000. 『公共性』岩波書店。
- ズーキン, S. 著. 内田奈芳美・真野洋介訳. 2013 『都市はなぜ魂を失ったか—ジェイコブズ後のニューヨーク論—』講談社。
- 杉山和明 2008. 「門限条例」と公共空間の統制—大阪府青少年健全育成条例改正の政治過程から—。都市文化研究10: 31-52.
- 東京都 2000. 『当面の東京都文化政策手法の転換と取組』東京都生活文化局文化振興部振興計画課。
- 東京都 2015. 『東京文化ビジョン』東京都生活文化局文化振興部企画調整課。
- ドゥボール, G. 著. 木下誠訳. 2003. 『スペクタクルの社会』ちくま学芸文庫。
- 増淵敏之 2010. 『欲望の音楽—「趣味」の産業化プロセス—』法政大学出版会。
- メリマン, P. 2010. ドライブの場所—マルク・オジェ, 非-場所, イギリスのM1高速道路の地理—。フェザーストン, M. スリフト, N. アーリ, J. 編, 近森高明訳 『自動車と移動の社会学—オートモビリティーズ—』229-262. 法政大学出版局。
- 森正人 2005. 「空前絶後!」四国八十八ヶ所霊場出開帳—スペクタクルとしての巡礼と巡礼空間の生産—。人文論叢22: 65-80.
- 八木康幸 1994. ふるさとの太鼓—長崎県における郷土芸能の創出と地域文化のゆくえ—。人文地理46-6: 581-603.
- 山口晋 2006. 東京都の文化政策「ヘブンアーティスト事業」と現代都市空間。都市文化研究7: 50-62.
- 山口晋 2008. 「ヘブンアーティスト事業」にみるアーティストの実践と東京都の管理。人文地理60-4: 279-300.
- Low, S. and Smith, N., eds., *The Politics of Public Space*, Routledge, 2006.
- Sorkin, M., ed., *Variations on a theme park: The New American City and End of Public Space*, Hill and Wang, 1992.

(平成27年11月4日受理)